

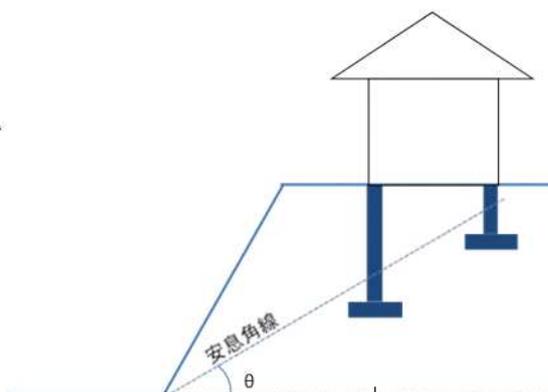
## がけの取扱い

埼玉県建築基準法施行条例第6条について、擁壁を設けない場合（擁壁の安全性の確認ができない場合）のがけ上及びがけ下に建築物を建築する場合における同法第1項第二号及び第三号の規定については、以下のとおり取扱う。

### 【がけ上に建築する場合】

#### ・ 深基礎の場合

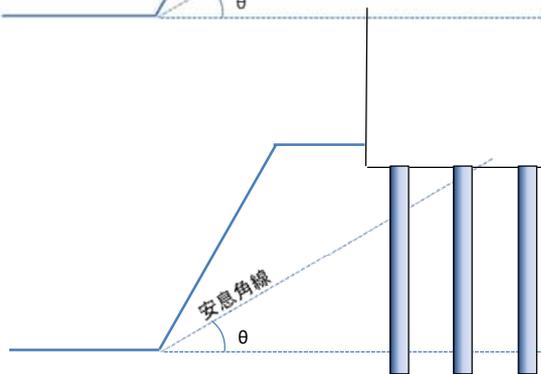
深基礎の根入れ深さは安息角以深とし、基礎の応力ががけ等に影響を及ぼさないようにする。



#### ・ くい基礎の場合

くい先端を安息角以深とし、支持力が確保できる位置まで打ち込むこと。

地中に鋼管杭を打ち込み、建築物基礎を乗せているだけ（飲込みなし）のものは地盤改良（柱状改良）のため、くい基礎と判断しない。



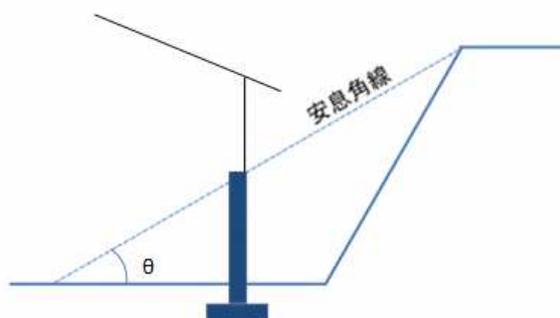
### 【がけ下に建築する場合】

#### ・ 基礎立上げの場合

がけ等の安息角以上まで基礎の立上げを行うこと。

立上げ部の厚さ、配筋、控えについては、がけ等の崩壊を考慮して決定すること。

尚、立上げ部に開口は原則、設けてはならない。



安息角 : 30° 又は、土質試験結果から求まる安息角

根拠法令等

（参考図書）

・ 埼玉県建築基準法施行条例と解説（令和3年度版）発行者：一般社団法人 埼玉建築士会